

旧外債処理法による借換済外債の証券の
一部の有効化等に関する法律施行令の一部を
改正する政令(案)要綱

旧外債処理法による借換済外債の証券の一部の有効
化等に関する法律施行令中、横浜正金銀行等を借換代行者
に改め、その適用を旧外債処理法による借換済外債の
証券の一部の有効化等に関する法律の改正に伴う借換済外
債の保管者及び質権者からの譲渡又は納付の手続に拡張
することとすること。

裏面白紙

**国外債券処理法による借換済外貨債の証券の一括りにあつて
に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）**

内閣は、旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律（昭和二十六年法律第二百八十九号）の規定に基き、及び同法の規定を実施するため、この政令を制定する。

旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の見出しを「（借換代行者の譲渡計算書及び納付計算書の提出）」に改め、同条中「明鏡機関株式会社横浜正金銀行、株式会社大阪銀行及び株式会社東京銀行」以下「横浜正金銀行等」という。」は、法第七条第一項」を「法第七条第一項に規定する借換代行者（以下「借換代行者」という。）は、同項」に改める。

第六条中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に改める。

第七条の見出しを「（借換代行者からの政府への譲渡）」に改め、同条第一項中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に、「邦貨債及びその利札」を「邦貨債及びその利札の譲渡」に改め、同条第二項及び第四項中「横浜正金銀行等」を「借換代行者」に改める。

この政令は、日本国との平和条約の最初の効力発生の日から施行する。

附 則

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く連合国財産及びドイツ財産関係諸命令の措置に関する法律の規定による旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律の一部改正に伴い、有効化の措置のとられた借換済外貨債についての借換邦貨債及びその利子の横浜正金銀行等以外の借換代行者による譲渡等の手続を定める必要があるからである。

参照条文

「旧外貨債処理法による借換済外貨債の証券の一部の有効化等に關する法律」

一 横浜正金銀行等からする政府への譲渡及び納付一

第七条 第三項第一項の規定によりその証券が有効なものとされる外貨債が、前項第一項に規定する銀行が旧敵產管理法施行令第44条第一項の規定により選任された敵產管理人として旧法第2条第1項の規定により借り換えたもの、保管者が旧外貨債処理法施行規則第十九条第二項の規定により借り換えたもの又は質権者が同規則第十三条规定第一項の規定により借り換えたものであるときは、当該銀行、株式会社東京銀行、当該保管者及び当該質権者、当該保管者及び質権者についての前項第七項に規定するその者の包括承継人を含む。以下「借換代行者」という。一は、政令で定める手続により、大蔵大臣の指定する日までに、当該借換により邦貨債を取得した者へ前項第七項に規定するその者の包括承継人を含む、のためにその管理する当該邦貨債及びその利札、一當該邦貨債について利札が附されていないときは、当該邦貨債に係る利子債券、一當該邦貨債を取得した者に代り、政府に無償で譲渡し、且つ、当該邦貨債を取得した者のためにその管理する左の各号に掲げるものの金額に相当する金額を、当該邦貨債を取得した者に代り、政府に納付しなければならない。

一 当該外貨債の借換に際し旧法第二条第三項の規定により支払われた金銭

二 当該邦貨債について償還を受けた元金及び支払を受けた利子

一その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする。

三 当該外貨債の証券に附屬する利札について旧外國為替管理法に基く命令により支払を受けた利子、一その支払の際課せられた所得税の額を含まないものとする。

四 当該借換代行者が前三号に掲げるものを管理している間にそのものから生じた果実

「旧外債債権処理法による償換済外債債の証券の一項の有効化等に關する法律施行令」新旧条文対照表

新

旧

〔償換代行者の譲渡計算書及び納付計算書の提出〕

第五条 法第七条第一項に規定する償換代行者（以下「償換代行者」という。）は、同項の規定により政府に譲渡しなければならない邦債債及びその利札（当該邦債債が登録国債等であるときは、これに係る利子債権一については、譲渡計算書を、同項の規定により政府に納付しなけ

〔横浜正金銀行等の譲渡計算書及び納付計算書の提出〕

第五条 開鎖機調株式会社横浜正金銀行、株式会社大阪銀行及び株式会社東京銀行（以下「横浜正金銀行等」という。）は、法第七条第一項の規定により政府に譲渡しなければならない邦債債及びその利札（当該邦債債が登録国債等であるときは、これに係る利子債権一については、譲渡計算書を、同項の規定により政府に納付しなけ

ればならない同項各号に掲げるものの金額に相当する金額については、納付計算書を大蔵大臣が定める日までに大蔵大臣に提出しなければならない。

〔譲渡通知書及び納付通知書の送付〕

第六条 大蔵大臣は、前条の規定により償換代行者から譲渡計算書の提出があつたときは、譲渡通知書を当該償換代行者に送付しなければならない。

〔譲渡通知書及び納付通知書の送付〕

第六条 大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から譲渡計算書の提出があつたときは、譲渡通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならない。

大蔵大臣は、前条の規定により借換代行者から納付計算書の提出があつたときは、納付通知書を当該借換代行者に送付しなければならない。

(借換代行者からの政府への譲渡)

第七条 第四条の規定は、借換代行者が前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその利札の譲渡について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納通知

書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「借納付義務者」とあるのは、「借換代行者」と読み替えるものとする。

2 借換代行者は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通知書

大蔵大臣は、前条の規定により横浜正金銀行等から納付計算書の提出があつたときは、納付通知書を当該横浜正金銀行等に送付しなければならない。

(横浜正金銀行等からの政府への譲渡)

第七条 第四条の規定は、横浜正金銀行等が前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けた場合における当該譲渡通知書に係る邦貨債及びその利札について準用する。この場合において、第四条第一項中「物納通知

通知書」とあるのは、「譲渡通知書」と、「指定日」とあるのは、「法第七条第一項の規定により大蔵大臣が指定する日」と、第四条第二項中「法第六条第二項の規定による納付」とあるのは、「借納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。

2 横浜正金銀行等は、前条第一項の規定により譲渡通知書の送付を受けたときは、当該譲渡通

に係る登録国債等の利子債権については、その譲渡を証する書面を、指定日までに、当該譲渡通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならない。

4 第四条第三項の規定は、財務局長又は財務部長が第二項の規定により譲渡を証する書面の引渡を受けた場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「借換代行者」と読み替えるものとする。

知書に係る登録国債等の利子債権については、その譲渡を証する書面を、指定日までに、当該譲渡通知書において指定された財務局長又は財務部長に引き渡さなければならぬ。

4 第四条第三項の規定は、財務局長又は財務部長が第二項の規定により譲渡を証する書面の引渡を受けた場合について準用する。この場合において、第四条第三項中「納付義務者」とあるのは、「横浜正金銀行等」と読み替えるものとする。